



2016・6・1

第 240 号

101-0065 東京都千代田区
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

安倍明文改憲のねらいと背景を浮き彫りに

九条の会事務局主催の学習会

九条の会事務局は5月27日夜、安倍首相のあいつぐ明文改憲発言とのたたす手を強化するため学習会「戦争法の廃止をめざして—立憲主義の回復か安倍改憲か」を開催、120人が参加しました。

学習会では山内敏弘・一橋大学名誉教授が「憲法と立憲主義」と題して、渡辺治・一橋大学名誉教授が「戦争法廃止か安倍改憲か—安倍改憲のねらいと矛盾」と題して、それぞれ1時間にわたって熱弁をふるいました。夜の限られた時間におこなわれた密度の濃い内容でしたが、参加者は食い入るように講演の聞き入りました。

以下はお2人の講演の要旨です。(文責は編集部にあります)

憲法9条と立憲主義

一橋大学名誉教授 山内 敏弘

はじめに

安倍政権は、2013年に96条の憲法改正
手続規定の改定を目論んで立憲主義違反と

いう批判を浴びた。憲法の最高法規性を担保する96条改定は憲法による権力の統制をないがしろにすることにつながるからである。このときから立憲主義という言葉が、一般国民の間でも広く共有されるようになった。その後、安倍内閣は、2014年7月には、集団的自衛権の行使に関する長年の政府見解を閣議決定で変更し、それを踏まえ、2015年9月には、戦争法制の制定を強行した。このような安倍内閣の暴挙に対しては、憲法の平和主義、民主主義、そして立憲主義に反するという批判が多く出された。

他方、立憲主義という言葉が、広く市民権を得てくると、立憲主義を逆用し、立憲主義を理由とする憲法9条の改憲や緊急事態条項の導入の主張がだされている。

I 立憲主義の意味

(1) 欧米では、「立憲主義の最古の、又最も恒久的な特質」として、「法による統治権の制限であり、そのことは初めから現在まで変わることはない」と指摘され(マキルウエイン)、今日のアメリカでの理解は「基本法の条項の下で、統治を遂行することである」(グリフィン)とされている。さ

らにドイツでは、「立憲主義」ではなく、むしろ「立憲国家」という言葉が用いられ、例えば「公権力が法により構成され、実質的形式的憲法原理（基本権、社会的法治国家、権力分立、裁判の独立）により制限される国家」（ヘーベル）とされている。

（2）日本の明治憲法の時代にも「立憲主義」の言葉使われていた。たとえば穂積八束は、「憲法を以て政府国会裁判所の特立の権域を画し相侵すことを許さざる、是立憲主義の本旨なり。立憲制の要素は民主主義にあらず、三権分立の組織なり」と言う。これにたいし美濃部達吉は「立憲主義の根底にある思想は、3点あり。第1は、国民の翼賛による政治、第2は、責任政治、第3は、法治政治である」と民意を背景とした議会制を擁護し、政府府の専制を阻止する意図を示している。

（3）戦後の日本国憲法のもとでの立憲主義の定義を代表的な憲法学者の見解でみると、まず樋口陽一は、「権利保障と権力分立によって権力を制限しようとする原理」としているが、立憲主義と民主主義は緊張関係にあるので立憲主義の中に国民主権は入っていない。杉原泰雄の場合は、「人権の目的性と権力的手段性を肯定し、国民主権と権力分立制の導入を内容とする」と、近代立憲主義は国民主権を基本原理とする憲法を踏まえていることに留意した定義をしている。佐藤幸治の場合、「第2次大戦後の立憲主義の復活強化として、①国民を憲法制定権力とする憲法によって必要な活動力の確保と濫用を防止する統治権力の仕組み、②人間（個人）の尊厳を基礎とする基本的人権の保障の徹底、③そのような内容

をもつ憲法の法的規範性を可及的に実現する（憲法裁判制度の導入など）、がその骨子をなす。

Ⅱ 立憲主義と平和主義の関係

（1）このような立憲主義と日本国憲法の平和主義との関係についての主要な見解としては、①両者を整合的にとらえる見解として、「憲法を守れと言うことが立憲主義であるとすれば、9条を守れと言うことも立憲主義だろう」（奥平康弘）、「武力というのは権力の最たるものですから、それをコントロールするのが立憲主義の中心課題になる」「9条の存在が立憲主義」（樋口陽一）、「戦争が立憲主義にとって最大の”敵”であることを、そうした痛切な思いに立って、平和国家への志向を憲法を通じて明確にする、ということである。」（佐藤幸治）但し、佐藤の「平和国家への志向」は、ドイツ（軍事力の保持を認めている）なども含めた形で平和主義を緩やかにとらえている。

②両者は現在厳しい緊張関係にあるとする立場で、「9条を維持しようとする立場は、それに反する現実により立憲主義の精神が摩滅していく危険に恒常的に直面している。このマイナスと9条を改正することに伴うマイナスの間の厳しい選択を求められている」（高橋和之）。③絶対平和主義は立憲主義と相容れないが、憲法の平和主義を「温和な平和主義」と解することで、立憲主義と調和的に解する見解で、絶対平和主義は人々の「善き生」を外部からの侵略によって否定することになりかねないので立憲主義と相容れないが、自衛力の保持を認め人々の「善き生」を守る「温和な平和主義」

であれば、立憲主義と両立しうる（長谷部恭男）。④両者は矛盾対立するので、立憲主義のためには、9条を削除すべきとする見解（井上達夫—これについては、あとでややたちいって批判する）。

（2） 私見も、両者を整合的にとらえる立場。立憲主義の最大の課題の一つは軍事力や戦争をいかに統制するかであった。例えば、アメリカのヴァージニア権利章典（1776年）13項は、「平時における常備軍は自由にとり危険なものとして避けなければならない。いかなる場合においても、軍隊は文権に厳格に服従し、その支配を受けなければならない」と規定していた。日本の大正期の「第一次憲政擁護運動」も、軍部の現役将官制を盾にとった横暴に対する国民の批判が憲政擁護運動となった。立憲主義と平和主義が整合的な関係にあるとすれば、そのことを言い表すために、「立憲平和主義」という言い方も可能ではないか。

Ⅲ 平和主義・立憲主義違反の戦争法制

こうした視点からすれば、戦争法制は9条違反だけでなく、立憲主義違反となる。

たしかに、憲法の解釈には幅があり、9条の解釈にも幅があるが、それにも「一定の枠」がある。その「枠」を大幅に逸脱した解釈はもはや「解釈」の名に値しない。

私を含め多数の憲法学者は自衛隊は9条違反としてきた。ただ、個別的自衛権行使のための必要最小限度の自衛力という議論は、間違っていると思われるが、ありうる一つの憲法解釈ではあった。しかし、集団的自衛権の行使までも認めることはもはや憲法解釈の枠（土俵）を逸脱して、立憲主

義違反と言わざるをえない。

全国の52の弁護士会すべてが違憲といい、内閣法制局長官や最高裁長官の経験者の方も違憲という。戦争法制は憲法という土俵の外で制定されてしまった。中谷防衛大臣は「憲法をいかに法律案に適合させればいかに議論して閣議決定した」と述べた。まさに立憲主義を無視した逆立ちした議論。

Ⅳ 「緊急事態条項」の導入論

（1） 9条改憲が直ちには難しいことから、そのまえに「お試し改憲」として緊急事態条項の改憲案が浮上してきた。熊本地震に際して、菅官房長官は、記者会見で緊急事態条項は「きわめて重く大切な課題」と述べた。これは、9条改憲と同様に、平和主義や立憲主義を形骸化する危険なものというべき。芦部信喜も。「国家緊急権は、立憲的な憲法秩序を一時的にも停止し、執行権への権力の集中と強化を図って危機を乗り切ろうとするものであるから、立憲主義を破壊する大きな危険性をもっている」と述べている。

（2） にもかかわらず自民党の2012年改憲案は、98条で総理大臣の緊急事態宣言、99条で内閣が法律と同じ効果をもつ政令を発することができるとしている。その理由の第1は、東日本大震災のような災害に際して国民の生命、安全を確保するためには、政府に権力を集中し臨機応変に対応する必要がある。第2は、衆議院選挙の直前に緊急事態が発生した場合には、選挙ができずに議員の空白が生じるので、そのような場合には特例として選挙期日を変更したり、議員の任期の延長を認める必要がある。第

3は、フランスやベルギーのようにテロが発生した場合に、臨機応変の措置を講ずるために緊急事態に対処できる政府の権限を憲法に明記する必要がある。第4は、諸外国の憲法でも緊急事態条項を規定するのが一般的。そして最後に磯崎陽輔は緊急事態には、立法権を一時的に行政権に委譲することが求められ、そのためには憲法上の根拠が必要とし、「緊急事態条項は立憲主義を守るために存する」と述べている(毎日新聞4月29日)という。

(3) これらの理由は、成り立たない。まず自然災害に関しては、現に災害対策基本法や災害救助法などの法律があり、これらの運用で対応できるし、また、中央に権限を集中するのは臨機応変の対応を困難にする危険性もある。毎日新聞が東北3県の42自治体に震災に際して非常事態条項が必要かというアンケート調査をしたところ、37自治体からの回答中で、必要と回答したのは、1自治体のみであった(4月30日)。

次に現行憲法は、衆議院が解散されていて、機能しない場合のために参議院の緊急集会の規定を設けている(54条2項)。たしかに、解散後の総選挙の期日が決まった直前に大震災があって総選挙が40日以内には行えない事態が起こりうる。しかし、現行行政事件訴訟法31条(事情判決)は「処分又は採決が違法ではあるが、これを取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合」には「裁判所は、違憲無効の請求を棄却することができる」と定めている。

諸外国の憲法は非常事態条項をもっているというが、アメリカ憲法は、侵略に際して人身保護令状を停止する権限を連邦議会

に認める規定(1条9節2項)と非常の場合に連邦議会を召集する大統領の権限(2条3節)があるのみ。戦争権限法(1973年)、国家緊急事態法(1976年)、国家緊急事態経済権限法(1977年)などは法律事項。フランスの場合も、テロには憲法の非常事態条項(16条、36条)ではなく、法律レベルの対応をした(「1955年の緊急状態法」)。日本でもテロには、警察法第6章71条以下の「緊急事態の特別措置」等で対応が可能。

(4) 自民党改憲案の非常事態規定は、①「緊急事態」の範囲が広範不明確で、「社会秩序の混乱」や「大規模の自然災害」というが、今回の熊本地震も含まれるかどうかあいまい。②発動の要件は、「特に必要があると認めるとき」と、内閣の恣意的な判断が可能な要件となっている。③緊急事態においては、内閣が法律と同一の効力をもつ政令を制定することができて、内閣は行政権のみならず、立法権も保有することになる。これは、戦前のドイツのワイマール憲法48条の大統領の緊急命令権に準じるもので、大統領の議会解散権と合わせて、「大統領は、公共の安全及び秩序の維持を回復させるために必要な措置をとること」ができるとし、「必要な場合には、武装兵力を用いて介入することができる」と広範に人権を制限できるとしている。この戦前の教訓を踏まえて1968年の(西)ドイツの非常事態憲法では、緊急時においても議会が立法権を保有し、政府は緊急立法権を行使することはできないようになっている。自民党案は緊急事態の宣言の期間が100日と長く、それもさらに延長できるようになっている。その間、政府が立法権を行使できる。

こうした非常事態条項にみられる立憲主義否定の姿勢は2012年自民党改憲草案、全体にみられる。いわば「国家をしぼる憲法」から「国民を縛る憲法」への転換とっていい。こんなに「義務」「責務」の規定が多い憲法は少なくとも欧米の憲法にはない。

9条改変について1、2点のべると、まず戦争や武力行使の規定を導入しながら、それをいかなる国家機関がおこなうかの規定がまったくない。立憲的な軍事力に対する統制の要である一番のポイントの規定がない。さらに世界に誇るべき普遍性と先進性をもった日本国憲法の平和的生存権の規定に代わって「日本国民は、国と郷土を誇りと気概をもって守り」（前文）という規定を持ち込む。このように、9条改憲論にも立憲主義への無理解があらわれている。

V 立憲主義、法の支配理由の9条改憲論

研究者やジャーナリズムからも立憲主義を理由とした9条否定論がなされている。

(1) 東京大学で法哲学を講義している井上達夫が著書『憲法の涙』で憲法9条は1項も2項も削除すべきと主張している。理由は、あるべき安全保障のあり方に関する議論は、通常の民主的政治過程で争われるべき政策課題なのに、これを憲法規範化し固定することは、憲法を公正な政争のルールから政争の具にしてしまうということ。もう1つは、法の支配とは、どの政治勢力が政治闘争に勝とうとも、政治的決定の「正当性」についての自己の信念を他者に押しつける欲動を、他者の「正統性」への配慮によって自制することを要請する政治闘争のルールであり、立憲民主主義はこのような法の支配の理念を現実化、具体化するものであるということ。

そして井上は、護憲・平和主義をとなえる「原理主義的護憲派」は自衛隊や安保条約は違憲といいながら、それを变える努力をせず、その現実の便益だけを享受している。また、自衛隊・安保を認めながら改憲反対をいう「修正主義的護憲派」は従来の政府見解と同じ解釈を採用しながら、安倍政権は批判するご都合主義、政治的欺瞞を働いている。護憲派の罪は、その政治的欺瞞を、憲法を使ってごまかそうとしていることであると言ひ、「こと憲法論に関しては、安倍政権と護憲派の罪を較べたらやっぱり護憲派の方が罪が重い」という。安倍は明文改憲によって集団的自衛権を認めようとしているからまだ罪は軽いというのだ。

井上は、世界の多くの憲法がなんらかの形で平和や安全保障に関する規定あるいは軍隊の統制に関する規定を設けている世界の憲法の「常識」を無視している。議論は、世界の憲法の歴史を知らない、あるいは「法の支配」についての独自の偏ったとらえ方で、戦後の護憲運動のさまざまな努力の結果、今日まで9条改憲を阻止してきたことについて全く認識していない。そういう現実認識、歴史認識の欠如を露呈したものだ。

(2) 新聞等で「新9条論」として紹介されている加藤典洋の「9条の精神を生かすための9条改憲論」にも一言触れておく。日本から基地を撤廃することや非核3原則を憲法に書き込むべきという。それは、まさに現在の9条のもとで実現すべき課題であり、あえて9条改憲を必要とする課題ではないと私は考える

さきごろの極めて不幸な事件を踏まえて沖縄県議会は全会一致（自民党は退席）で

3つの決議を採択した。そのなかには普天間基地の撤去や県内移転反対、日米地位協定の見直しなどが含まれているが、それはまさに9条のもとで現実のものにしていく課題である。

× × × × ×

安倍首相は9条をはじめ憲法改定については熱意を込めて語っているが、オバマ大統領との会談で日米地位協定について一言も言えなかった。こういう日本の現実こそ打破していく必要がある。オバマ大統領が今日広島でどういうスピーチをしたかまだわからないが、広島を訪れたこと自体を高く評価すべきだ。だとすれば、安倍さんにはパールハーバーはもちろん、従軍慰安婦の方々と会い謝罪すること、さらには中国南京にある南京大虐殺の記念館を訪れ頭をたれることを求める必要がある。さらに核のない世界を実現するためには、世界の国々の間ですすんでいる核兵器禁止条約の締結に向けた努力を日本自身がおこなっていく必要がある。

このことによって日本の立憲主義、平和主義を取り戻していく必要がある。

戦争法廃止か安倍改憲か —安倍改憲のねらいと矛盾

一橋大学名誉教授 渡辺治

はじめに

戦後70年の間、日本は自ら侵略戦争にまきこまれたり侵略戦争をしたりする事態は避けてきたが、これを大きく転換する戦争法制定が昨年安倍政権によって強行された。

しかしこの安倍政権の暴挙に国民の反対運動が高まり、戦争法は強行されたがその発動はいまだできていない。参院選もある今年には戦争法発動をめぐって正念場を迎えた。

ところが、参議院選挙で勝利することをのぞむならば、戦争法の問題にはふれず経済と国民生活の問題で参議院選挙を突破すると考えるのがふつうだが、安倍首相は通常国会の施政方針演説で、9条2項の明文改憲を訴えた。いまなぜ改憲発言か、ここに安倍改憲のねらいを解く鍵がある。

他方、戦争法の強行採決後、その廃止の運動が盛り上がり、12月には市民連合ができ、10月には総がかり実行委員会が戦争法廃止の2000万署名を打ち出した。今年2月19日には5野党の参議院選挙での共闘を含めて戦争法廃止の共同が合意された。

文字どおり参院選にむけて戦争法の廃止か安倍改憲かが大きな対決軸になっている。

1 安倍首相の明文改憲発言の意図

(1) まず、安倍首相はこの時期に明文改憲発言をしたのは、なぜか、を検討する。戦争法を強行採決した勢いで明文改憲までという安倍の自信のあらわれなのかどうかという疑問だ。

今年2月3日の衆議院予算委員会で稲田朋美・自民党政調会長の質問に答えての安倍発言には2つの特徴がある。ひとつは、安倍の発言は、安倍の改憲への思いがほとばしり出たというものではなく、最初からこのことを言いたくて稲田に質問させた、意図的なものであったことである。

もう一つは安倍は本体である9条2項の改憲が必要と述べていることだ。これまで

は9条を先にすると国民の大きな反対運動がおこるので「お試し改憲で」というようなことを言っていたが、今回は9条2項本体で改憲を訴えている。安倍改憲発言は、安部の過信のあらわれではなく、戦争法を強行した結果として出てきた焦りといらだちのあらわれではないか。

安倍政権の戦争法にこめたねらいを改めて振り返ってみると、9条の政府解釈でつくられた自衛隊が海外でアメリカの戦争に加担することへのガンジガラメの制約を突破する、そしてアメリカの戦争にあらゆる形で加担する体制をつくることにあった。

憲法9条とその政府の解釈は、自衛隊の海外出動に大きな制約となってきた。そのため憲法を改悪して軍隊をもち自衛権を行使するという明文改憲の試みが自民党によって何度もおこなわれたが、達成できなかった。とくに60年安保闘争で岸内閣が倒れるなかで明文改憲を封印せざるをえなかった。そのため、自民党は憲法9条2項のもとで、自衛隊の維持をはからねばならなくなり、「自衛隊は憲法9条が禁止する「戦力」ではなく、自衛のための「必要最小限度の実力」だ」という辻褃合わせの「解釈」で乗り切ろうとした。

しかし野党や市民は、こうした解釈にたいして自衛隊違憲論で立ち向かった。その追及をかわすため、政府は2つの大きな制約を自ら自衛隊に課さざるをえなかった。

1つは、自衛隊は侵略されたらそれを撃退するため個別的自衛権はあるがアメリカの戦争に加担する集団的自衛権は認めないということ。もう1つは、自衛隊がたとえ「後方支援」であってもアメリカの武力行

使との一体化は9条1項で禁止している武力行使であり認めないということだ。

しかし、これはアメリカの戦争への全面加担の大きな制約になった。戦争法はこの2つの制約を取り払うものであった。

(2) しかし、それでは戦争法に反対する大きな運動にもかかわらず、憲法に大穴があき、憲法は死んでしまったのか、というそうではない。ここに安倍政権が戦争法の強行にもかかわらず明文改憲を主張しなければならぬ大きな理由がある。

私たちの運動は3つの大きな憲法上の障害を安倍政権は思い知らせられた。

①第1は、戦争法の強行と反対運動の対峙のなかであらためて安倍政権は憲法9条1項、2項があることによって、この戦争法はどんなに大きな困難を抱えているか、戦争法は強行しても、なおイバラの道をあゆまざるをえないことを自覚させられた。

その象徴的な例は6月4日に3人の憲法学者が戦争法は違憲と証言したことを機に運動が爆発的に拡大したことだ。この3人は、政府の解釈にもとづいて自衛隊は「自衛のための必要最小限度の実力」で合憲という立場にたった人たちだが、戦争法はその政府の解釈をもじゅうりんする憲法違反のものとして発言した。これが市民の共感を呼んだ。これは憲法9条は自衛隊が海外で戦争することを認めていないという見方が依然として強く国民の中に貫徹しているかことを証明するものだ。安倍は、憲法9条は死んでいない、戦争法施行の大きなトゲになっていることを自覚せざるをえなかった。

また戦争法は強行採決したが、戦争法廃止の運動はさらに盛りあがっている。そう

すると戦争法は施行されたが、実際にこれを発動して南スーダンの国連 PKO に駆け付け警護で参加する、あるいはシリアの IS に対する空爆の後方支援でアメリカ軍を助ける、そういう行動をしようとした場合に、確実にまた大きな泥沼がやってくる。

たとえば戦争法に対するさまざまな違憲訴訟もさらに全国でおこってくることになる。いままであれば門前払いの危険性が非常に高かったが、今回はまったく状況が違う。たとえば何人もの内閣法制局長経験者が戦争法は違憲と判断し、最高裁の元長官、元判事も戦争法違憲の発言をする。こういった状況が裁判官のまわりをとりかこんでいる。裁判官も真空のなかで生きているわけではない。裁判所がどのような判断をくだすかわからない。

つまり憲法 9 条がある限り、解釈改憲でおこなった戦争の発動は、これからも無人の野をいくようなわけにはいかないということをお安倍は自覚せざるをえなかった。

② 2 番目。にもかかわらず安倍政権は戦争法の発動の準備をすすめている。米軍との共同司令部を含めたさまざまな形で新ガイドラインを実行する体制に入っている。

その結果、南スーダン PKO や IS 攻撃に対する後方支援においても、いままでの自衛隊とはまったく違った状況がうまれる。それは直接の武力行使はしないというが、今まで自衛隊ができなかった戦闘地域に行くことも、弾薬の提供も含めた後方支援もできるようになる。実際にアメリカの戦争、あるいは国連の新たな形での戦闘に巻き込まれることは 100% まちがいない。殺されかけたときにそれに反撃する、まさに殺し、

殺される関係が確実にうまれる。

軍法でいわれている「敵前逃亡」とか「抗命」という事態も確実におこってくる。62 年の間、一度も人殺しのために銃を撃ったことはない自衛隊員が戦場で銃をもって反撃することを求められたとき、自衛隊員のなかには命令を受けて敵を殺すことが出来ない状況、さまざまな精神的な困難を抱える状況がうまれる。そうしたときには軍法と軍法会議において、その場において即決で軍の規律を維持しなければ、軍の戦闘行動を維持することはできない。戦前の日本を見ても、日露戦争では敵前逃亡は銃殺だった。そのような軍法会議をいまの日本で行えば戦争法を上まわる運動がおこるし、それ自身がまた違憲の法律となる。

戦争をしないことを予定してつくられている憲法のもとで戦争法を発動すれば、9 条だけでなく憲法全体が立ちがたがってくる。この憲法を変えなければならない。

③、そういう困難を押し切って戦争法を発動しても、アメリカやフランス等と同じように戦争する国にはなれないことだ。

戦争法制定に向けた閣議決定と戦争法審議の過程で、安倍政権は大きな譲歩と「後退」を余儀なくされた。

もともと第 2 次安倍政権ではアメリカの戦争に全面的に解釈改憲という手法で加担するために安保法制懇をつくったが、当初ねらったのは、安保法制懇を通じ、集団的自衛権の行使や、国連の集団安全保障のもとでの多国籍軍参加、米軍の軍事行動と一体化している後方支援などの禁止といった自衛隊の海外での活動の制約を全面的にひっくり返すことだった。そこで、自衛のためな

ら軍隊も持てるという「芦田解釈」を使って、自衛のため、制裁のためなら集団的自衛権もできるし、国連の多国籍軍にも参加できるとしたかった。

ところが安保法制懇の報告をうけて閣議決定を行い、戦争法案を出すという過程のなかで、安倍政権は大きな後退を余儀なくされた。それは公明党と内閣法制局の合意を得ることが必要だったからで、そうなれば「芦田解釈」を認めることはできない。限定的な集団的自衛権ということはいわざるをえなかったし、国連の集団安全保障への参加や武力行使との一体化そのものを全部認めるということもできなかった。閣議決定や戦争法そのものが、もともとの安倍の目標を100%満たすものではなかった。

たとえば日本の存立を脅かす場合に限り日本はアメリカの戦争に加担できるといった。しかし日本の判断を脅かすかどうかは政府の判断によるという大きな危険性はあるが、日本の安全と関係ないアメリカの戦争すべてに参加することはできない。たとえばシリアの空爆にアメリカと一っしょに参加すること、これはできない。

もちろん私たちが追及しなければこれらをも突破していくことになる、しかし大きな憲法擁護運動のもとではなお憲法は生きている。憲法9条2項を取り払うことなしに、泥沼の道を永遠につづけなければならない。そのため安倍政権はあらためて9条2項撤廃をいわざるをえなかった。

2、9条2項と緊急事態規定の2本立て

9条2項が本命だが、同時に「戦争する国づくり」にとって、緊急事態権の導入も

単純な「お試し改憲」ではなくて、それ自体が戦争する国を作る為には不可欠なものとなっている。安倍は9条2項の改憲と緊急事態規定を一体として考えている。

(1) 9条改憲だが、これは1950年代からの長い改憲の歴史の最初から出てきた。これこそ、日本の支配層とアメリカの執念の産物だ。しかし、その9条改憲論も時代の流れのなかで、その重点と中味が違ってきている。

いちばん古いものとしては、中曽根康弘の「自主憲法のための改正要綱試案」(1955年)がある。この時代の改憲論はいまのものとは非常に違い、9条2項を削除して軍隊を保持できるようにしている。日本の軍隊を再建することに焦点があわさっており、その指揮権は天皇ではなく、国会の授権にもとづいた内閣総理大臣ということになっている。

60年安保闘争でこうした明文改憲が挫折して以降、80年代末までの改憲案は、とにかく自衛隊を憲法上認めさせようという消極的なものであった。「自民党憲法調査会稲葉試案」(1972年)と「自主憲法期成議員同盟・第1次憲法改正試案」(1981年)の2つがある。この時期の改憲案は極めて弁解気味で、いずれも今の自衛隊の現状を認めるという考えを示している。

ところが90年代以降の第3期に入ると、改憲論は大きく異り、西部遇案(1990年)、小林節案(1992年)、読売新聞憲法改正試案(第1次・1994年、第2次・2004年)、小沢一郎案(1999年)、自民党新憲法案(2005年)、自民党日本国憲法改正草案(2004年)の全ての案は自衛軍の規定と

ともに自衛隊の海外派兵規定をいれるものとなった。当初は、国連の旗の下での「集団安全保障」や多国籍軍が想定されていたが、アメリカが、国連でなく、単独や有志連合で戦争するようになると、集団的自衛権を認めようという規定に変わった。ただし、海外での戦争に警戒する国民意識を顧慮して「集団的自衛権」を明言する案は少なく、「国際社会の平和と安全を確保するため国際的に協調しておこなわれる活動」に参加するといった形をとる案が多い。

安倍が改憲するとすれば、自衛軍の規定と海外派兵を正当化する規定の2本立てになる。自衛軍の規定を入れるのは、自衛隊は憲法9条2項が禁止する戦力ではないという規定によってさまざまな障害が出てきているので、これを突破する意味でいれる。しかし集団的自衛権という言葉は国民の大きな反発があるのでこれを使わない。

(2) 緊急事態規定については、日本国憲法にこれが入らなかった理由を言いたい。

明治憲法は世界の近代憲法のなかでも、「緊急事態規定の王国」ということができるほど、緊急事態条項が4つあり、参考にした19世紀ドイツやラントの憲法の緊急事態条項を全部取り込んでいる。

そのなかで実際に使われたのは第8条緊急命令権で「天皇は、公共の安全を保持し又はその災危を避くるため緊急の必要により帝国議会閉会の場合において法律に代わるべき勅令を発す」と、「緊急の必要」を理由に政府は国会を乗り越えて人民の自由や権利を抑圧することができた。第70条では、緊急事態には財政上の処分をきる。第14条では戒厳令。たとえば戦闘に巻き込まれそ

うな戒厳地域では軍司令官が独裁的に暴動を鎮圧したり、敵国からの攻撃に防御措置をとる。31条では、それらを全部でも足りない場合はすべての明治憲法を天皇が停止することができるとしている。強力なカードを4枚もっていた。

第8条は戦前の明治憲法体制のもとで明治大正期だけで70回発動されている。最も多いのは、戦時や政府の危機に際して、議会の承認なく、言論の統制、検閲をできるような体制をつくるときに発動された。日露戦争講和時の日比谷焼き討ち事件、関東大震災の時などだ。

あるいは、議会で否決された悪法を緊急勅令で通すことも行われた。1928年の治安維持法の「改正」—共産党の指導者は死刑、共産党の目的遂行のために共産党員に何らかの便宜をはかった者は、本人が知らなくてやっても目的遂行罪として懲役2年以上にする、という「改正」案は議会の反対で通らなかった。ところが議会終了後、政府は「改正」案そっくり法律を緊急勅令で通してしまった。

つまり当時の緊急勅令の体制というのは、日本の政治のなかで内閣が議会の議論にかけたくない問題は、この緊急勅令を発動した。そういう意味ではまさに立憲主義を破壊する政治のための便利な道具としてこれが使われた。それが政党政治を無視し議会を無視して日本を戦争に引っぱっていく大きな道具のひとつとなったから、戦後の憲法改正草案は、どんな保守的な憲法改正草案も緊急勅令規定をいれなかった。

ところが50年代からの改憲案には緊急事態条項が復活している。国会を抜きに、緊

急のためという理由で人民を弾圧できるような規定があったから戦前保守政治は安定したのだというので再登場した。たとえば1954年の自由党憲法調査会の改憲案がある。

しかし60年代から80年代の改憲案には緊急事態の規定はない。日本の国民のなかに戦前の記憶を思い起させるような規定を入れたら改憲は出来ないとえたからだろう。

それが90年代には自衛隊を海外派兵させる規定の登場と軌を一にして復活したことが注目される。2011年の3・11東北大地震後のすべての改憲案には緊急事態規定が入る。緊急事態規定は戦争体制づくりと同時に、「お試し改憲」としても便利な口実になるということも加わった結果だ。

それからもう一つ大きな特徴は最近の緊急事態規定のなかで、あらためて緊急事態に際しては内閣は国会を通さずに政令を出すことができるという規定を入れている。ここが今回の緊急事態規定の非常に大きなねらいだと思う。

3、安倍改憲の弱点と私たちのたたかい

安倍政権の明文改憲案は切実に憲法の束縛を何としても打破しなければならないという非常強い衝動といらだちのもとで出されている。しかしそれだけに安倍の明文改憲には、私たち国民の大きな運動を背景とした大きな障害物がある。だから安倍改憲を実行するにはいくつかの弱点があることを簡単に指摘しておきたい。

1つは安倍改憲には国民運動的な基盤がないこと。たしかに日本会議や美しい憲法をつくる国民の会などが、いま九条の会に対抗して地方議会と国民をどのように動員

するか運動をしているが、うまくいっていない。公明党を動員しようとしているが、これも9条の改憲にはなかなか「うん」といわない。

第2に、改憲をおこなうために不可欠な改憲大連合が、戦争法廃止の共闘ができていないことによってできていない。

この2つを突破して安倍改憲をめざさなければならぬ。

改めて強調したい。安倍改憲は安倍政権が戦争法を強行した自信のうえ日本の戦争する国づくりを完成するためにおこなおうとしている攻勢ではない。むしろ戦争法の強行にもかかわらず憲法がなお依然として大きな障害として彼らの前に立ちはだかっている。これを何とかしたいという苛立ちと焦りのもとにおこなわれている。

私たちが安倍改憲を封殺する道はただ一つ、それは戦争法廃止の共同で戦争法を廃止すること。戦争法廃止の運動が盛り上がっている限り、改憲大連合もできなければ、戦争法の発動もできない。戦争法廃止の運動を大きく盛り上げることによって安倍改憲をつぶしていくことがこれからの私たちの運動の対決点になっている。